

【表紙】

【提出書類】	半期報告書の訂正報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成21年1月30日
【中間会計期間】	第4期中（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）
【会社名】	西日本高速道路株式会社
【英訳名】	West Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥田 楯彦
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 橋田 哲久
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 橋田 哲久
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年12月24日に提出いたしました第4期中（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）半期報告書の記載事項の一部に誤り（中間連結損益計算書における記載誤り等）がありましたので、これを訂正するため、半期報告書の訂正報告書を提出するものです。

なお、中間連結財務諸表等の記載内容にかかる訂正箇所についてはXBRLの修正も行いましたので、併せて修正後のXBRL形式のデータ一式（表示情報ファイルを含む）を提出いたします。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 中間連結財務諸表等

(1) 中間連結財務諸表

中間連結損益計算書

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

4. 会計処理基準に関する事項

(3) 重要な引当金の計上基準

退職給付引当金

表示方法の変更

3【訂正箇所】

訂正箇所は、__罫で示してあります。

第一部【企業情報】

第5【経理の状況】

1【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

【中間連結損益計算書】

(訂正前)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<前略>			
特別損失			
前期損益修正損	180	-	180
固定資産売却損	-	3 31	3 446
固定資産除却損	-	4 34	-
デリバティブ評価損	-	-	197
過年度役員退職慰労引当金繰入額	-	64	-
その他	43	36	75
特別損失合計	224	166	899

<後略>

(訂正後)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<前略>			
特別損失			
前期損益修正損	180	-	180
固定資産売却損	-	3 31	3 446
固定資産除却損	23	4 34	-
デリバティブ評価損	-	-	197
過年度役員退職慰労引当金繰入額	-	64	-
その他	20	36	75
特別損失合計	224	166	899

<後略>

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

(訂正前)

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度（一部の連結子会社は当連結会計年度）から費用処理しています。</p> <p>（追加情報） 当社は、数理計算上の差異の処理年数については、従業員の平均残存勤務期間が短くなったことから、当中間連結会計期間より、15年を10年に変更しています。</p> <p>この変更により経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ25百万円増加しています。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しています。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度（一部の連結子会社は当連結会計年度）から費用処理しています。</p> <p>（追加情報） 数理計算上の差異の処理年数は、従業員の平均残存勤務期間が従来の償却期間に満たないため、当連結会計年度より15年から10年に変更しています。</p> <p>この変更により営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ58百万円増加しています。</p>

(訂正後)

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(1~15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度(一部の連結子会社は当連結会計年度)から費用処理しています。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社は、数理計算上の差異の処理年数については、従業員の平均残存勤務期間が短くなったことから、当中間連結会計期間より、15年を10年に変更しています。</p> <p>この変更により経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ25百万円増加しています。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(1~15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度(一部の連結子会社は当連結会計年度)から費用処理しています。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(1~15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度(一部の連結子会社は当連結会計年度)から費用処理しています。</p> <p>(追加情報)</p> <p>数理計算上の差異の処理年数は、従業員の平均残存勤務期間が従来の償却期間に満たないため、当連結会計年度より15年から10年に変更しています。</p> <p>この変更により営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ58百万円増加しています。</p>

【表示方法の変更】

(訂正前)

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
	<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>1. 前中間連結会計期間末まで流動資産の「その他」に含めて表示していました「有価証券」は、当中間連結会計期間末において、資産の総額の100分の1を超えたため、区分掲記しています。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末の「有価証券」は5百万円です。</p> <p>2. 前中間連結会計期間末まで固定負債の「その他」に含めて表示していました「負ののれん」は、負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため、区分掲記しています。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末の「負ののれん」は4,046百万円です。</p> <p>また、前中間連結会計期間末まで固定負債の「その他」に含めて表示していました「役員退職慰労引当金」は、金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間末から区分掲記することにしました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末の「役員退職慰労引当金」は40百万円です。</p> <p>(中間連結損益計算書)</p> <p>1. 前中間連結会計期間まで営業外収益の「その他」に含めて表示していました「負ののれん償却額」及び「違約金収入」は営業外収益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しています。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「負ののれん償却額」は103百万円、「違約金収入」は10百万円です。</p> <p>2. 前中間連結会計期間まで区分掲記していました「消費税等納付差額金」(当中間連結会計期間は64百万円)は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示することにしました。</p> <p>3. 前中間連結会計期間まで営業外費用の「その他」に含めて表示していました「支払補償費」は営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しています。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「支払補償費」は10百万円です。</p> <p>また、前中間連結会計期間まで区分掲記していました「発生材不用決定処分損」は、EDINETへのXBRL導入に伴い中間連結財務諸表の比較可能性を向上させるため、当中間連結会計期間より「たな卸資産処分損」として表示しています。</p>

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
	<p>4. 前中間連結会計期間まで区分掲記していました「投資有価証券売却益」(当中間連結会計期間は12百万円)は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、特別利益の「その他」に含めて表示することになりました。</p> <p>5. 前中間連結会計期間まで特別損失の「その他」に含めて表示していました「<u>固定資産売却損</u>」及び「<u>固定資産除却損</u>」は、当中間連結会計期間において特別損失の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しています。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「固定資産売却損」は0百万円、「<u>固定資産除却損</u>」は23百万円です。</p> <p>6. 前中間連結会計期間まで区分掲記していました「前期預り連絡料金修正損」は、EDINETへのXBRL導入に伴い中間連結財務諸表の比較可能性を向上させるため、当中間連結会計期間より「前期損益修正損」として表示しています。</p>

(訂正後)

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
	<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>1. 前中間連結会計期間末まで流動資産の「その他」に含めて表示していました「有価証券」は、当中間連結会計期間末において、資産の総額の100分の1を超えたため、区分掲記しています。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末の「有価証券」は5百万円です。</p> <p>2. 前中間連結会計期間末まで固定負債の「その他」に含めて表示していました「負ののれん」は、負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため、区分掲記しています。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末の「負ののれん」は4,046百万円です。</p> <p>また、前中間連結会計期間末まで固定負債の「その他」に含めて表示していました「役員退職慰労引当金」は、金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間末から区分掲記することにしました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末の「役員退職慰労引当金」は40百万円です。</p> <p>(中間連結損益計算書)</p> <p>1. 前中間連結会計期間まで営業外収益の「その他」に含めて表示していました「負ののれん償却額」及び「違約金収入」は営業外収益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しています。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「負ののれん償却額」は103百万円、「違約金収入」は10百万円です。</p> <p>2. 前中間連結会計期間まで区分掲記していました「消費税等納付差額金」(当中間連結会計期間は64百万円)は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示することにしました。</p> <p>3. 前中間連結会計期間まで営業外費用の「その他」に含めて表示していました「支払補償費」は営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記していません。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「支払補償費」は10百万円です。</p> <p>また、前中間連結会計期間まで区分掲記していました「発生材不用決定処分損」は、EDINETへのXBRL導入に伴い中間連結財務諸表の比較可能性を向上させるため、当中間連結会計期間より「たな卸資産処分損」として表示しています。</p>
前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

	<p>4. 前中間連結会計期間まで区分掲記していました「投資有価証券売却益」(当中間連結会計期間は12百万円)は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、特別利益の「その他」に含めて表示することになりました。</p> <p>5. 前中間連結会計期間まで特別損失の「その他」に含めて表示していました「固定資産売却損」は、当中間連結会計期間において特別損失の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しています。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「固定資産売却損」は0百万円です。</p> <p>6. 前中間連結会計期間まで区分掲記していました「前期預り連絡料金修正損」は、EDINETへのXBRL導入に伴い中間連結財務諸表の比較可能性を向上させるため、当中間連結会計期間より「前期損益修正損」として表示しています。</p> <p><u>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</u></p> <p><u>1. 従来、「営業活動によるキャッシュ・フロー」における法人税等の表示は支払額と還付額を相殺した純額に拠っていましたが、これを総額表示に変更しています。</u></p> <p><u>この変更は、法人税等の支払額と法人税等の還付額を相殺して純額表示した場合には金額的な重要性が乏しく、総額表示に拠ったほうが実態をより適切に表示するためです。</u></p> <p>なお、前中間連結会計期間の「法人税等の還付額」は4,960百万円です。</p>
--	--